

長居植物園（花と緑と自然の情報センター含む）管理運営業務特記仕様書

1 総則

長居植物園（花と緑と自然の情報センター含む）における管理運営に当たっては、「長居植物園（花と緑と自然の情報センター含む）管理運営業務仕様書」に基づき実施するとともに、本特記仕様書に基づき管理運営を実施すること。

2 業務実施の留意事項

管理運営方針を踏まえ植物園の多種多様な施設を活用し、創意工夫を持って効率的・効果的に各業務を実施すること。

また、植物園の企画・運営に関する業務の実施にあたり以下に記載する事項について特に配慮すること。

《留意事項等》

①緑化普及啓発業務	<p>○市民・利用者のニーズを把握し植物園の魅力向上を行い、効率的・効果的な緑化普及啓発に努めること。</p> <p>○緑化普及啓発に当たっては、地域連携・協働の推進のため、長居公園周辺各区（阿倍野区、住吉区、東住吉区）との連携を考慮すること。</p>
②利用促進業務	<p>○利用促進業務としては、利用者の増加を図るよう、過年度実績を踏まえ同等以上となるように実施内容・回数を企画することとする。</p> <p>【主に行われている利用促進業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント関係 各種イベント・講習会・展示会等、オリエンテーリング、ネイチャーツアー等 ・情報発信関係 情報誌発行、民間イベントへのPRブース出展、ラジオ出演、リーフレット・ホームページ・ブログ作成、メーリングリスト・チラシ等 ・広報関係 各種広告、鉄道等の車内放送、チラシ配架等 ・その他 新規のコンテンツの開発、利便性の向上、オリジナルグッズの開発等 <p>○入園者用リーフレットについては、既存のリーフレットの内容を基本とし、内容の変更を行う場合は、事前に本市の承諾を得ること。</p> <p>○ホームページ等の作成に当たっては、市民や利用者の利便性向上に配慮し、スマートフォン等各種情報端末での利用を考慮すること。</p> <p>○関係機関と必要な連絡調整を行うとともに、所在市区及び周辺区とも事業連携、協力し、施設の利用促進を図ること。</p> <p>○自主事業の実施等により施設の有効利用に努めること。</p>

③解説展示業務	<p>○本市担当部署（建設局公園緑化部調整課（企画運営担当）又は緑化課。以下、同じ。）と、年2回（上半期・下半期各1回）、展示内容の更新の必要性について協議を行うこと。</p> <p>なお、作成した展示物・展示内容は本市に帰属するものとする。</p> <p>○指定管理事業者がタッチパネル情報端末等を変更する場合は、事前に協議の上、行うこと。</p>
④書籍管理業務	<p>○蔵書については、目録を作成し管理すること。</p> <p>○更新・追加した書籍は本市に帰属するものとする。</p> <p>○蔵書の処分については、事前に協議を行うものとする。</p>
⑤映像展示管理業務	<p>○植物園内の展示用に撮影した植物園内の映像については、本市に帰属するものとする。</p> <p>○備品以外の機器の設置・使用を行う場合は事前に連絡すること。</p>
⑥花と緑に関する情報発信	<p>○情報の収集・発信にあたっては、随時、本市担当部署と調整を行い、内容や更新時期を確認すること。</p> <p>○インターネットを活用した情報発信については、市民や利用者の利便性向上に配慮し、スマートフォン等各種情報端末での利用を考慮するとともに、ホームページに加え、メールやブログ、SNS等の多様な情報発信方法を活用すること。</p>
⑦講習会展示会等の開催	<p>○指定管理業務として行う講習会展示会等（募集事業含む。）の開催については過年度実績を踏まえ、同等以上となるように開催内容・回数を企画することとし、年度当初に当該年度の事業計画を作成し、本市の承認を得ること。</p> <p>○講習会展示会等の企画にあたっては、各施設の機能を十分に発揮できるようにすること。</p> <p>※令和2年度に特定天井脱落対策工事施工の影響により、情報センター2階アトリウム内の植栽は一時撤去するが、令和3年度中の復元を予定している。</p>
⑧緑化相談に関する業務	<p>○都市緑化植物園としての位置づけを踏まえ運営を行うこと。</p> <p>○緑化相談、指導等を円滑に実施するため、花と緑に関する専門的な知識を有する経験豊富な人材を配し、必要な運営体制の確立を図り、本市の承認を得ること。</p>
⑨本市が実施する人材育成事業との連携・協力	<p>○本市人材育成事業との連携については、過年度実績を踏まえ、同等以上となるよう協力をを行うこと。</p>